⑺　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00, 28 August, 2017

⑻　Time-limit for tender : 16 : 00, 29 August, 2017

⑼　Contact point for the notice : Ishizaki and Igarashi, Contract Section, Accounting Group, Office of Accounting, Finance and Accounting Department, J.H.F.A, 1―4―10 Koraku, Bunkyo-ku, Tokyo 112―8570, Japan TEL 03―5800―8053

⑽　Acquire the electric certificate in case of using the Electric Bidding system
http://www.jhf.go.jp/financial/tender/index.html

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成29年7月7日
契約責任者　本州四国連絡高速道路株式会社
神戸管理センター所長　小林　義弘
◎調達機関番号　422　◎所在地番号　28

○本州四国連絡高速道路株式会社神戸管理センター公告平成29年第2号

1　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　購入等件名及び数量（※）
神戸管理センター管内電気需給
①　淡路ＩＣ・ＳＡ受電所
契約電力　1,200kW
予定使用電力量　12,591,600kWh
②　神戸西ＩＣ受電所
契約電力　98kW
予定使用電力量　1,296,000kWh
③　布施畑ＪＣＴ受電所
契約電力　95kW
予定使用電力量　1,255,600kWh
④　明石１Ａ受電所
契約電力　301kW
予定使用電力量　4,154,300kWh
⑤　明石４Ａ受電所
契約電力　215kW
予定使用電力量　2,412,200kWh
⑥　東浦ＩＣ受電所
契約電力　50kW
予定使用電力量　600,800kWh
⑦　北淡ＩＣ受電所
契約電力　46kW
予定使用電力量　610,600kWh
⑧　室津パーキングエリア受電所
契約電力　58kW
予定使用電力量　631,700kWh
⑨　布施畑トンネル受電所
契約電力　205kW
予定使用電力量　1,877,900kWh
⑩　高塚山トンネル受電所
契約電力　273kW
予定使用電力量　2,800,900kWh
⑪　仁井川井谷トンネル受電所
契約電力　318kW
予定使用電力量　1,861,200kWh
※数量は予定数量であり、契約数量を保証するものではない。
※道路施設の更新等により、予定使用電力量が増減する場合がある。
※予定使用電力量は、平成29年11月１日から平成32年３月31日の29ヶ月分とする。
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　電気受給期間　平成29年11月１日０:00～平成32年３月31日24:00まで
⑸　電気需給場所
①　淡路ＩＣ・ＳＡ受電所
②　神戸西ＩＣ受電所
③　布施畑ＪＣＴ受電所
④　明石１Ａ受電所
⑤　明石４Ａ受電所
⑥　東浦ＩＣ受電所
⑦　北淡ＩＣ受電所
⑧　室津パーキングエリア受電所
⑨　布施畑トンネル受電所
⑩　高塚山トンネル受電所
⑪　仁井川井谷トンネル受電所
⑹　入札方法　入札金額は、電気需給期間の１月毎に、年間の予定最大需要電力の最大値（以下「契約電力」という。）に対して入札者が設定する単価を契約電力（キロワット）に乗じて得た基本料金（円／月）及び、予定使用電力量（キロワット時）に対して入札者が設定する単価を予定使用電力量（キロワット時）に乗じて得た従量料金（円／月）をそれぞれ使用期間合計した総和の価格（受電所毎に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）の総価を記載とすること。
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札金額には、力率割増・割引額、燃料調整費及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないものとする。
⑺　その他　本業務は、入札参加者の競争参加資格を入札後に審査する「事後審査方式」であり、入札前に、競争参加資格の確認結果は通知しない。
2　競争参加資格　当該調達に係る一般競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足した者とする。
⑴　次の①から④までに掲げる者でないこと。
①　契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）及び破産者で復権を得ない者
②　本州四国連絡高速道路株式会社（以下「本四会社」という。）の過去２年以内において次のイからチまでの一に該当したと認められる者
イ　契約の履行に当たり、故意に履行を粗雑にし、又は物件等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
ロ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
ハ　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
ニ　監督又は検査の実施に当たり、社員の職務の執行を妨げた者
ホ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
ヘ　本四会社に提出した書類に虚偽の記載をした者
ト　その他本四会社に著しい損害を与えた者
チ　イからトまでのいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他これらに準ずる者として使用した者
③　経営状況が著しく不健全であると認められる者
④　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
⑵　過去２年以内において法令の規定に違反して営業を行ったと認められる者でないこと又は申請書の提出期限の日から開札の日までの期間に、他の発注機関から指名停止等を受けていないこと若しくは申請書の提出期限の日から開札の日までの期間に、「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」（本四会社達平成17年第48号）に基づき、指名停止を受けていないこと。
⑶　民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者で、再生手続開始の決定を得ない者でないこと。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者で、更生手続開始の決定を得ない者でないこと。
⑸　競争参加資格確認申請書及びその添付書類（以下「申請書等」という。）の提出時に過去３ヶ月以内に発行された納税証明書（国税通則法施行規則別表第９号様式（その３、その３の２又はその３の３のいずれか。））の写しを提出できる者であること。（外国事業者の場合は、納税証明書に代えて、当該国の所管官庁又は権限のある機関の発行する書面とすることができる。）
⑹　電気事業法第２条の２の規定に基づき小売電気事業者として登録を行っている者であること。
⑺　当件と同等（契約電力が1200kw／電気需給場所、且つ使用電力量の合計が12,500,000kWh／年）以上の電力供給実績のある者